委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局 建設課 丹生ダム対策室
委託業務番号	令和4年度 北建委第59号
委託業務名称	八田部発生土受入跡地利用計画策定業務委託
委託業務場所	長浜市余呉町上丹生地先
業務の概要	長浜市余呉町上丹生地先の丹生ダム建設事業により生じた発生土を処分した「八田部発生土受入跡地」を拠点とした余呉地域の振興を実施するための利用計画を策定するもの。 ・ 現地調査 ・ 構想図作成 (パース・レイアウト図作成、建築及びランドスケープ工事費等の見積もり) ・ 利用計画、議事録等の資料作成 ・ ワークショップや中間報告にかかるアンケート等の実施
履行期間	令和4年10月29日 から 令和5年9月30日
契約年月日	令和4年10月28日
契約額(税込)	25, 000, 000円
契約の相手方	[所在地又は住所]長浜市余呉町下丹生811番地 [商号又は名称]合同会社 北びわこまち活研究所
契約相手方の 選 定 理 由	事業者は、余呉地域の振興について、地域住民の立場から企画実行する「余呉まちづくり委員会」の主要構成員により設立された地域商社であり、余呉地域の振興の実行部隊(プレイヤー)として事業を推進する役割を担っており、地域住民や、余呉に興味を示す民間事業者と協議し、現地調査や上保収取を実施し、地元が望む価値用策の具現化について継続的に活動している。 計画の前段階から、余呉地域で活動するプレイヤーが関わりことで、より地域に根ざした計画が可能であるため。
	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に〇印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃
	(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。
	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
	(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
根拠規定	(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	(8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
	(9) 落札者が契約を締結しないとき。